



まつ毛エクステーションによる危害防止

このたび厚生労働省より下記の通り通知がありました。まつ毛エクステーションの施術は美容師法に基づく美容に該当し、美容師以外の者が行うことは美容師法違反となります。また、美容業においてもかかる行為により事故等が起こるとは業の社会的責務に背くことであり、消費者の安全と安心を守るため、新しい種目の施術に際しては、衛生管理に万全の措置を講じてください。

施術に当たっては、次の点に十分留意してください

- ①まつ毛エクステーションでまぶたが腫れるなどのトラブルが増えています。施術に際しては、十分な知識と技術、衛生管理が欠かせず、施術前のカウンセリングも重要です。
- ②まつ毛エクステ用の接着剤には、配合成分の表示の法的義務はなく、そのため含有成分の表示のないものもあります。接着剤は粘膜の弱い目周辺部に使用するものですので、体質によってはアレルギーを起こす成分が含有されている可能性もあります。お客様がアレルギー体質であるかどうかの確認が必要です。
- ③まつ毛エクステに使用される接着剤は、主にシアノアクリレート系(瞬間接着剤)で、空気中や被着物についている少量の水分と反応して、人体にもよく接着するため、施術には十分な注意が必要です。特に接着剤が目に入った場合は、流水で15分間以上洗眼し、直ちに医師の診断を受けましょう。目をこすったり、はがし液等の溶剤の使用は絶対にしてはいけません。